

# 特定非営利活動法人SORA 虐待防止対応規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人SORA（以下「法人」とする）が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

### (対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

### (利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人職員は利用者に対し虐待をしてはならない。

### (虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

2 法人職員は、虐待を発見した際は、虐待・身体拘束防止受付担当者に通報しなければならない。

## 第2章 虐待防止対応体制

### (虐待・身体拘束防止対応責任者と虐待・身体拘束防止マネージャー)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待・身

体拘束防止対応責任者（以下「責任者」と虐待・身体拘束防止マネージャー（以下「マネージャー」）を設置する。

- 2 責任者は、理事長があたるものとする。
- 3 マネージャーは、各事業所の常勤職員1名がその任にあたるものとする。

（虐待・身体拘束防止対応責任者と虐待・身体拘束防止マネージャーの職務）

第6条 応責任者とマネージャーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）への報告
- (4) 支給決定区市町村への報告

（虐待・身体拘束防止受付担当者）

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待・身体拘束防止受付担当者（以下「受付担当者」）を設置する。

- 2 受付担当者は、各事業所の常勤職員1名がその任にあたるものとする。
- 3 法人職員は、受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、これに代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、受付担当者に別に定める「虐待通報等連絡書※<sub>1</sub>」によりその内容を連絡しなければならない。

（虐待・身体拘束防止受付担当者の職務）

第8条 受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待・身体拘束通報受付
- (2) 職員からの虐待・身体拘束通報受付
- (3) 虐待・身体拘束内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待・身体拘束内容の責任者ならびにマネージャーへの報告
- (5) 虐待・身体拘束改善状況の責任者ならびにマネージャーへの報告

### 第3章 虐待防止及び解決

（虐待防止対応の周知）

第9条 責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

（虐待通報の受付）

第10条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書※<sub>2</sub>」によるほか、様式によ

らない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書※<sub>3</sub>」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望

#### (虐待の報告・確認)

第11条 受付担当者は、受け付けた虐待の内容を責任者ならびにマネージャーに報告する。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、責任者ならびにマネージャーに報告し必要な対応を行う。

3 受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた責任者ならびにマネージャーは、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書※<sub>4</sub>」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

4 利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした区市町村窓口へ通報する。

#### (虐待解決に向けた協議)

第12条 責任者ならびにマネージャーは、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 責任者ならびにマネージャーは、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書※<sub>5</sub>」により記録し、話し合いの当事者に確認する。

#### (虐待解決に向けた記録・結果報告)

第13条 責任者ならびにマネージャーは、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 責任者ならびにマネージャーは、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者に対して別に定める「改善結果(状況)報告書※<sub>6</sub>」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

3 責任者ならびにマネージャーは、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、区市町村の苦情相談窓口及び愛知県社会福祉協議会福祉サー

ビス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第14条 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

(虐待防止のための職員等研修)

第15条 責任者ならびにマネージャーは、虐待・身体拘束防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。

- 2 研修は障害者児に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。
- 3 責任者ならびにマネージャーは虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待・身体拘束防止委員会の設置)

第16条 責任者は、施設内における虐待・身体拘束防止を図るため、虐待・身体拘束防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待・身体拘束防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待・身体拘束防止委員会の委員長は、虐待・身体拘束防止対応責任者とする。委員は必要のある員数とする。
- 4 必要のある場合は、法人役員等を委員に加えることができる。
- 5 虐待・身体拘束防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第17条 虐待防止対応責任者は、障害者児の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者児本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。